

第三十六号議案

東京都組織条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都組織条例の一部を改正する条例

東京都組織条例（昭和三十五年東京都条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「生活文化局」を「生活文化スポーツ局」に改め、同表オリンピック・パラリンピック準備局の項を削る。

第二条の表政策企画局の項第三号中「報道及び青少年」を「広報及び広聴並びに報道」に改め、同表生活文化局の項中「生活文化局」を「生活文化スポーツ局」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「男女平等参画」の下に「、青少年」を加え、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 スポーツに関すること。

第二条の表オリンピック・パラリンピック準備局の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（特定非営利活動促進法施行条例の一部改正）

2 特定非営利活動促進法施行条例（平成十年東京都条例第九十九号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項及び第六条の六第一項中「東京都生活文化局内」を「東京都生活文化スポーツ局内」に改める。

（提案理由）

戦略的に政策を展開する新たな執行体制の構築に向け、都民文化、都民生活、青少年及びスポーツに関する事業を総合的に推進するため、生活文化スポーツ局を設置するとともに、広報及び広聴に関する事務を生活文化局の分掌事務から政策企画局の分掌事務に変更する必要がある。